

(仮称) 三島市犯罪被害者等支援条例の制定について

1 条例制定の背景と理由

三島市内における刑法犯認知件数は減少傾向にあり、令和2年は345件と平成22年からの10年間で4分の1程度に減少しております。しかしながら、全国的に重大な事件は後を絶たず、ある日突然犯罪等に巻き込まれることは、誰にとっても起こりうることです。そのため、誰もが安心して暮らすことができるまちを実現するためには、犯罪等により身体的、精神的に被害を受けた方やその家族が、適切な支援を受けることができる仕組みが必要です。

このような中、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」が成立し、犯罪被害者等の支援に関する基本的事項や、国及び地方公共団体などの責務が定められました。

本市においても、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻せるよう支援する施策を推進するため、条例を制定します。

2 条例案の概要

本条例では、以下の内容を定める予定です。

(1) 趣旨

犯罪被害者等基本法に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念や施策の基本となる事項を定めます。それにより犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

(2) 基本理念

ア すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有します。

イ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に途切れることなく行わなければなりません。

ウ 犯罪被害者等の支援は、再被害及び二次的被害を防ぐとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することがないようにするため犯罪被害者等に関する個人情報取扱いについて十分に配慮して行わなければなりません。

エ 犯罪被害者等の支援は、関係機関等と相互に連携協力して推進します。

(3) 市の責務

市は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等のため、関係機関等と連携し支援施策を実施するものとしします。

(4) 市民等の責務

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の状況や事情、犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害を与えることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援について協力するよう努めるものとします。

(5) 相談及び情報提供

ア 市は、犯罪被害者等支援を行うための総合的な窓口を設置するものとします。

イ 市は、総合的な窓口において、犯罪被害者等の相談を受け付け、犯罪被害者等の状況や事情に応じて、必要な情報を提供するとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとします。

(6) 見舞金の支給

市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済負担の軽減を図るために、見舞金を支給します。

(7) 日常生活の支援

市は、犯罪被害者等である市民が平穏な生活を取り戻すために必要と認める各種申請手続きの補助及び付き添い等の支援を行うものとします。

(8) 安全の確保

市は、犯罪被害者等である市民が、二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱い等必要な措置を講ずるものとします。

(9) 居住の安定

市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、居住の安定を図るために必要な支援を行うものとします。

(10) 理解の促進

市は、市民等が犯罪被害者等の人権、名誉、二次的被害の防止や、平穏な生活への配慮の重要性等に関する理解を深めるために、広報活動及び啓発活動を行うものとします。

(11) 支援の制限

市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、支援を行わないことができるものとします。

(12) 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に定めます。

3 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行する予定です。